

那覇市密集住宅市街地再生方針改定業務委託に係る 公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

本作成要領は、那覇市密集住宅市街地再生方針改定業務委託に係る公募型プロポーザルにおける企画提案書等の作成について、その詳細を定めたものである。

1 企画提案書の規格等

- (1) 企画提案書は日本工業規格 A 4 版で作成すること。
- (2) 片面印刷とし 10 ページ以内とすること。表紙、目次及び費用内訳書はページに含まない。
- (3) 単色・カラーは自由とする。
- (4) 文字の大きさは 12 ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。
- (5) 表紙を作成し、中央に本プロポーザル名を記載し、その下に「企業提案書等」と記載すること。
- (6) 企画提案書には、会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合は受け付けないので、十分に注意すること。

2 企画提案書の記載事項

企画提案書の構成は以下のとおりとし、本業務の趣旨及び別紙「那覇市密集住宅市街地再生方針改定業務委託仕様書」を踏まえ、提案者の考え方や提案を記載すること。

- (1) 業務実施方針・計画提案概要
- (2) 業務スケジュール及び業務フロー
- (3) 業務の実施体制
- (4) 本市の密集住宅市街地の現状と課題の整理について
- (5) 再生重点地区及び面整備検討地区の検証・設定、具体的施策の検討
- (6) 密集住宅市街地再生方針改定案の作成及び整備プログラムの検証・見直し
- (7) モデル地区の選定業務について

※密集住宅市街地再生方針改定案及び方針改定骨子案については、庁内組織の那覇市密集住宅市街地再生検討作業部会、ワーキングチーム及び同委員会、附属機関の住宅政策等審議会（以下「ワーキングチーム等」という。）の順に各 2 回、諮るものとする。

さらに那覇市密集住宅市街地再生方針改定案については、約 1 ヶ月程度実施するパブリックコメントを行った後、庁議に諮り承認を得ることを念頭に業務スケジュールを作成すること。

- ・ 第 1 回ワーキングチーム等 令和 6 年 10 月上旬～11 月上旬にかけて開催予定
- ・ 第 2 回ワーキングチーム等 令和 7 年 1 月中旬～2 月上旬にかけて開催予定
- ・ パブリックコメント 令和 7 年 2 月上旬～3 月上旬にかけて実施予定
- ・ 庁議 令和 7 年 3 月下旬に実施予定

3 企画提案書等作成の留意点

企画提案書	作成に関する留意事項
2 企画提案書記載事項(1)～(3) (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針は、業務を実施する際の基本的な考え方、特に重視する業務実施上の配慮事項等を簡潔かつ具体的に記述すること。 ・業務スケジュール及び業務フローは、庁内組織及び附属機関の承認並びに、1ヶ月程度実施するパブリックコメントと、業務進捗の関連性等が明確に分かるように記述すること。 ・業務の実施体制は、業務分担、取組体制等について簡潔かつ具体的に記載すること。
2 企画提案書記載事項(4)～(7) (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・文章での記載を原則とするが、提案内容をより分かりやすく的確に説明するための概念図、簡潔な図面・図表、既往成果、写真等を用いることは支障ない。 ・企画提案書の作成にあたっては、下記の過年度の調査及び計画等に留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 密集住宅市街地改善検討業務（基礎調査）（平成 25 年 2 月） ② 那覇市密集住宅市街地再生方針案策作成業務（平成 26 年 3 月） ③ 那覇市密集住宅市街地再生方針案（再生重点地区調査等）業務（平成 27 年 3 月） ④ 那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）業務委託（平成 28 年 3 月） ⑤ 那覇市密集住宅市街地再生方針（平成 28 年 3 月） ⑥ 那覇市密集住宅市街地再生重点地区調査等業務委託（令和 5 年度発注） ※資料の配布を希望する者は下記問い合わせ先まで問い合わせること。 なお、配布資料は本プロポーザルの目的以外には使用してはならない。

費用内訳書	作成に関する留意事項
費用内訳書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は「那覇市長」とすること。 ・代表者印を押印すること。 ・直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等の項目について内訳を記載すること。 ・費用内訳書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、消費税率については 10%とする。 ・費用内訳書は、見積上限額と比較して著しく乖離していると思われる場合、その妥当性について聴取することがある。

問い合わせ先（事務局）

那覇市まちなみ共創部 まちなみ整備課 市街地整備グループ

担当者：比嘉 恒雄、小野原 正文、善平 光貴

電話：098-862-9137